

名古屋市公報	令和 2年 5月13日 第52号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長

目次	ページ
条 例 ○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (健福・総務課) (第51号) 6 ○ 名古屋市市税条例の一部を改正する条例 (財政・税制課) (第52号) 9	
規 則 ○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則 (総務・行政改革推進室) (第81号) 11 ○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則 (総務・行政改革推進室) (第82号) 13	
告 示 ○ 有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について (緑土・東山総合公園管理課) (第259号) 15 ○ 有料公園施設の使用料の収納事務の委託について (緑土・緑地管理課) (第260号) 17 ○ 建築協定への加入 (住都・建築指導課) (第261号) 18 ○ 名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の定款の変更認可 (住都・市街地整備課) (第262号) 19 ○ 名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の定款の変更認可 (住都・市街地整備課) (第263号) 20 ○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第264号) 21 ○ 指定居宅サービス事業者等の指定 (健福・介護保険課) (第265号) 23 ○ 指定居宅サービス事業者等の廃止 (健福・介護保険課) (第266号) 29 ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第267号) 35 ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第268号) 37 ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第269号) 39 ○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第270号) 40	

○ 告示の訂正について	(緑土・道路維持課)	(第271号)	41
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(住都・住宅管理課)	(第272号)	43
○ 名古屋市明願土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(住都・市街地整備課)	(第273号)	50
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第274号)	51
○ 名古屋市旧川上貞奴邸等の臨時休館について	(観光・歴史まちづくり推進室)	(第275号)	58
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課)	(第276号)	59
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定に関する告示の一部改正	(財政・税制課)	(第277号)	68
○ 名古屋市公会堂等の臨時休館	(観光・文化振興室)	(第278号)	69
○ 建築協定の認可	(住都・建築指導課)	(第279号)	71
○ 名古屋市議会臨時会の招集について	(総務・総務課)	(第280号)	72
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課)	(第281号)	73
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課)	(第282号)	75

達

○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第34号)	77
○ 名古屋市保健所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第35号)	79
○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第36号)	81

教 育 委 員 会 告 示

○ 教育委員会定例会における議件の追加について	(第11号)	83
-------------------------	--------	----

公

告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	84
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	86
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	88
○ 令和2年度名古屋市職員第1類・免許資格職採用試験公告	(人事・任用課)	90
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経済・地域商業課)	107
○ 土地改良区の役員の就退任の公告	(緑土・都市農業課)	110
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	111
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	114
○ 土地改良区の役員の就退任の公告	(緑土・都市農業課)	117

雑

報

○ 職員の懲戒処分	(交通・人事課)	119
-----------	----------	-----

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第51号）

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する規定を整備します。（附則第29条及び附則第30条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋州市税条例の一部を改正する条例（第52号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226 号）の一部改正により、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例が定められたことに伴い、規定の整理を行います。（附則第25条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第81号）

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対応のための体制の強化を図るため、健康福祉局健康部主幹（特定感染症等対策）を1名から2名とし、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る特別定額給付金事業を実施するため、スポーツ市民局地域振興部主幹（特別定額給付金）を設置することに伴い、規定を整備します。（第2条及び第9条関係）

2 施行期日

令和2年4月30日から施行します。

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第82号）

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援を実施するため、経済局商業・流通部主幹（新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援）を設置すること等に伴い、規定を整備します。（第2条及び第9条関係）

2 施行期日

令和2年5月8日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第34号）

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対応のための体制の強化を図るため、健康福祉局健康部感染症対策室主査（特定感染症等対策）を3名から5名とし、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る特別定額給付金事業を実施するため、スポーツ市民局区政課主査（特別定額給付金）を3名設置することに伴い、規定を整備します。（第1条関係）

2 施行期日

令和2年4月30日から施行します。

○ 名古屋市保健所処務規程の一部を改正する規程（第35号）

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対応のための体制の強化を図るため、保健所健康部主幹（特定感染症等対策）を1名から2名とし、保健所健康部感染症対策室主査（特定感染症等対策）を3名から5名とします。（第3条及び第4条関係）

2 施行期日

令和2年4月30日から施行します。

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第36号）

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援を実施するため、経済局商業・流通部地域商業課主査（新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援）を2名設置し、国による子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務を実施するため、子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室主査（子育て世帯への臨時特別給付金）を設置することに伴い、規定を整備します。（第1条関係）

2 施行期日

令和2年5月8日から施行します。

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 4月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第51号

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第29条 給与等（所得税法第28条第 1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3条第 6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第 1条の 2第 1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して 3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定して

いた日について、傷病手当金を支給する。

- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額（その金額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。
- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によって、被保険者がこれに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第30条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年1月1日（以

下「適用日」という。) から適用する。

- 2 新条例の規定は、傷病手当金の支給を始める日が適用日から規則で定める日までの間にある場合について適用する。

名古屋市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 5 月 7 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第52号

名古屋市市税条例の一部を改正する条例

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の手續）

第25条 第 3 条の 3 第 6 項の規定は、法附則第59条第 1 項の規定による徴収の猶予について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に関する経過措置）

2 この条例による改正後の名古屋市市税条例の規定は、この条例の施行前に申請された地方税法（昭和25年法律第 226 号）附則第59条第 1 項の規定によ

る徴収の猶予に係る申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出についても、適用する。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 28 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第81号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条スポーツ市民局地域振興部区政課の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5）特別定額給付金等に関すること。

第 9 条第 1 項の表スポーツ市民局地域振興部の項中

「

区役所の庁舎営繕等	1 局長の指定する区役所の庁舎営繕等に係る企画及び調整に関すること。	1
-----------	------------------------------------	---

を

」

「

区役所の庁舎営繕等	1 局長の指定する区役所の庁舎営繕等に係る企画及び調整に関すること。	1
特別定額給付金	1 特別定額給付金等に関すること。 2 前号に掲げる事項に係る経理に関すること。	1

に改め、同表健

」

康福祉局健康部特定感染症等対策の項を次のように改める。

特定感染症等対策	1 局長の指定する特定感染症等の対策に関すること。	2
----------	---------------------------	---

附 則

この規則は、令和2年4月30日から施行する。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 5 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第82号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条経済局商業・流通部地域商業課の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5）新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援に関すること。

第 2 条子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4）子育て世帯への臨時特別給付金に関すること。

第 9 条第 1 項の表経済局商業・流通部の項中

「

大 店 立 地	1 大規模小売店舗の立地に関する事	1
	2 大規模小売店舗立地審議会に関する事	

を

」

「

大 店 立 地	1 大規模小売店舗の立地に関する事	1
	2 大規模小売店舗立地審議会に関する事	
新型コロナ ウイルス感 染症対策に 係る事業者 支援	1 新型コロナウイルス感染症対策に係 る事業者支援に関する事	1
	2 前号に掲げる事項に係る経理に関する事	

に改める。

」

附 則

この規則は、令和 2 年 5 月 8 日から施行する。

名古屋市告示第 259号

有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、
次のように使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき
告示します。

令和 2年 4月27日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 委託した有料公園施設の使用料
動植物園（東山公園）の使用料
展望塔（東山公園）の使用料

- 2 委託した相手方
東京都品川区東品川二丁目 3番11号
株式会社 J T B
代表取締役 社長執行役員 高橋 広行

東京都品川区大崎一丁目11番 2号
株式会社ローソンエンタテインメント
代表取締役社長 渡辺 章仁

東京都千代田区二番町 8番地 8
株式会社セブンドリーム・ドットコム
代表取締役 松田 良二

名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号

名鉄観光サービス株式会社
代表取締役社長 大西 哲郎

3 委託期間

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 260号

有料公園施設の使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり使用料の収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 2年 4月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した有料公園施設の使用料

徳川園庭園使用料

2 委託した相手方

名古屋市東区徳川町1017番地

公益財団法人 徳川黎明会 徳川美術館

館長 徳川義崇

3 委託期間

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第261号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和2年4月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

御器所三丁目天池・御所・洲原3番地区建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市昭和区御器所三丁目803番3	令和2年4月6日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 262号

名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

令和 2年 4月28日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市上志段味特定土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市守山区大字上志段味字深田 800番地
- 3 設立認可の年月日
平成 5年 9月 9日
- 4 変更認可の年月日
令和 2年 4月28日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 263号

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

令和 2年 4月28日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市下志段味特定土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市守山区大字下志段味字西新外 656番地
- 3 設立認可の年月日
平成 4年 9月 8日
- 4 変更認可の年月日
令和 2年 4月28日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 264号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 2年 4月28日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和元年 9月26日 31指令住開指第 138号	名古屋市緑区緑花台 110番 2外 3筆	名古屋市緑区緑花台 118 番地 有限会社山春 代表取締役 内藤秀治
令和元年 6月28日 31指令住開指第79号	(第 2工区) 名古屋市緑区鳴子町 3 丁目49番	名古屋市中村区平池町 4 丁目60番地 9 大和ハウス工業株式会社 名古屋支社 支配人 和田哲郎
令和元年 7月11日 31指令住開指第89号	名古屋市中川区戸田一 丁目3201番外 1筆	名古屋市中村区佐古前町 2番43号エスポア栄生 1 階 株式会社ホーク・ワン名 古屋支店 支店長 飯塚健太郎

平成29年 6月 6日 29指令住開指第39号	(第 1工区) 名古屋市天白区植田山 二丁目 101番外 1筆の 各一部	名古屋市中区三の丸三丁 目 1番 1号 名古屋市 代表者 名古屋市長 河 村たかし
令和元年11月25日 31指令住開指第 181号	名古屋市西区平中町90 番	愛知県一宮市東出町 7番 地の 1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江寄光彦
令和元年 9月18日 31指令住開指第 135号	名古屋市守山区高島町 347番 3	愛知県春日井市瑞穂通八 丁目58番地の 6 中央不動産販売株式会社 代表取締役 丹羽 智

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 265号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項、第 115条の 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 4月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社デザ インケア	みんなのかか りつけ訪問看 護ステーショ ン千種	名古屋市千種区 内山三丁目12番 18号	令和 2年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
社会医療法人 愛生会	愛生訪問看護 ステーション 平安通	名古屋市北区東 大曾根町上 1丁 目 828番地	令和 2年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社B e a n s	訪問看護ステ ーションけあ びーんず	名古屋市中村区 塩池町 1丁目14 番24号ー 2	令和 2年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社心晴	こはる訪問看 護ステーショ ン	名古屋市港区九 番町 5丁目 3番 地の 1	令和 2年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

株式会社F O O T A G E	F o o t a g e 訪問看護ス テーション 守山	名古屋市守山区 元郷二丁目 501 番地	令和 2年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ダイ コーポレーシ ョン	ケアコミュニ ケーションズ	名古屋市緑区籠 山三丁目 112番 地	令和 2年 4月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社リハ ピネス	にじいろ訪問 看護リハステ ーション（小 児・精神・認 知症）	名古屋市名東区 山の手一丁目 801番地	令和 2年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ツク イ	ツクイ名古屋 千種	名古屋市千種区 赤坂町 3丁目23 番地	令和 2年 4月 1日	訪問介護
株式会社オー タム	ケアセンター オータム	名古屋市中村区 向島町 4丁目 8 番地の 2	令和 2年 4月 1日	訪問介護
有限会社寿商 店	キリン デイ サービス 中 村	名古屋市中村区 小鴨町83番地の 1	令和 2年 4月 1日	通所介護
合同会社ココ	ココル	名古屋市昭和区	令和 2年	訪問介護

ル		石仏町 1丁目37 番地	4月 1日	
株式会社介護 センター愛	介護センター 愛 中川	名古屋市中川区 富田町大字千音 寺字供木4435番 地の 2	令和 2年 4月 1日	訪問介護
スマイルナー シング株式会 社	スマイルナー シング中川	名古屋市中川区 下之一色町字宮 分17番地の 1	令和 2年 4月 1日	訪問介護
スマイルナー シング株式会 社	スマイルナー シング中川	名古屋市中川区 下之一色町字宮 分17番地の 1	令和 2年 4月 1日	訪問看護
株式会社ツク イ	ツクイ名古屋 ちとせ	名古屋市港区七 番町 5丁目 3番 地の 1	令和 2年 4月 1日	訪問介護
株式会社ツク イ	ツクイ名古屋 粕畠	名古屋市南区粕 畠町 3丁目35番 地の 2	令和 2年 4月 1日	訪問介護
合同会社Th ink Bo dy Jap an	リハビリフィ ットネス大永 寺	名古屋市守山区 大永寺町85番地	令和 2年 4月 1日	通所介護
株式会社ベル ディー	株式会社ベル ディー	名古屋市緑区徳 重五丁目 411番 地	令和 2年 4月 1日	訪問介護
株式会社ツク イ	ツクイ名古屋 名東平和が丘	名古屋市名東区 平和が丘四丁目 235番地	令和 2年 4月 1日	訪問介護
けんこう長寿	けんこう長寿	名古屋市名東区	令和 2年	訪問介護

株式会社	訪問介護	社が丘四丁目 711番地	4月 1日	
------	------	-----------------	-------	--

3 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
有限会社ほほ えみグループ ホーム日陽	グループホーム日陽 デイサービス	名古屋市港区六 軒家1022番地	令和 2年 4月 1日	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対 応型通所介護
有限会社ビー ネット	デイサービス らしく笠寺	名古屋市南区前 浜通 6丁目20番 地	令和 2年 4月 1日	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対 応型通所介護
株式会社ソラ スト	認知症対応型 デイサービス やすらぎの里 梅森坂	名古屋市名東区 梅森坂一丁目 3309番地	令和 2年 4月 1日	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対 応型通所介護
有限会社サポ ートハウス	サポートハウ スおおぼり	名古屋市名東区 大針一丁目 338 番地	令和 2年 4月 1日	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対 応型通所介護

4 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社関西 サンガ	デイサービス センター し	名古屋市千種区 下方町 3丁目13	令和 2年 4月 1日	地域密着型通所介 護

	もかた	番地		
社会医療法人 愛生会	愛生複合型サ ービスセンタ ー平安通	名古屋市北区東 大曽根町上 1丁 目 828番地	令和 2年 4月 1日	複合型サービス（ 看護小規模多機能 型居宅介護）
アイサポート 有限会社	デイサービス 和心かぞく浄 心の家	名古屋市西区児 玉三丁目 3番18 号	令和 2年 4月 1日	地域密着型通所介 護
社会福祉法人 名古屋ライト ハウス	戸田川グリー ンヴィレッジ	名古屋市中川区 富永一丁目16番 地の 1	令和 2年 4月 1日	地域密着型通所介 護
杉山家族株式 会社	デイサービス ほがらか	名古屋市中川区 春田三丁目92番 地	令和 2年 4月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社ソラ スト	認知症対応型 デイサービス やすらぎの里 中野新町	名古屋市中川区 中野新町 3丁目 51番地	令和 2年 4月 1日	認知症対応型通所 介護
セントケア中 部株式会社	セントケア看 護小規模中川	名古屋市中川区 打中二丁目14番 地	令和 2年 4月 1日	複合型サービス（ 看護小規模多機能 型居宅介護）
株式会社クロ ックワイズ	デイサービス いっぽ港楽	名古屋市港区港 陽二丁目 6番10 号	令和 2年 4月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社S U N	ももの葉	名古屋市守山区 村合町 192番地	令和 2年 4月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社ファ ーマスター	有松デイサー ビスセンター	名古屋市緑区鳴 海町字有松裏 200番地	令和 2年 4月 1日	地域密着型通所介 護
一般社団法人	デイサービス	名古屋市名東区	令和 2年	地域密着型通所介

人とき	極楽の里	極楽三丁目 166 番地	4月 1日	護
株式会社S E N S E	デイサービス H E A R T H	名古屋市天白区 植田三丁目 505 番地	令和 2年 4月 1日	地域密着型通所介 護

5 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
合同会社L a v i e	ケアプラン覚 王山	名古屋市千種区 菊坂町 1丁目22 番地	令和 2年 4月 1日	居宅介護支援
株式会社スマ イル・ライフ	にこまる介護 相談所	名古屋市西区山 木一丁目14番地	令和 2年 4月 1日	居宅介護支援
株式会社NE X T H O P E	ケアプラン ネクストホー プ	名古屋市中川区 神郷町 1丁目 7 番地	令和 2年 4月 1日	居宅介護支援
社会福祉法人 紫水会	オーネスト紫 花 指定居宅 介護支援事業 所	名古屋市守山区 森孝二丁目 225 番地	令和 2年 4月 1日	居宅介護支援
株式会社ベル ディー	株式会社ベル ディー	名古屋市緑区徳 重五丁目 411番 地	令和 2年 4月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 266号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項、第 115条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 2年 4月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社シャイン	ひかり訪問看護ステーション	名古屋市北区如来町 113番地	令和 2年 2月 6日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社医療給食	福祉用具オアシス	名古屋市北区中切町 5丁目17番地	令和 2年 2月25日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
株式会社福祉の幸	福祉の幸 福祉用具名古屋事業所	名古屋市中村区鳥居通 4丁目46番地の11	令和 2年 2月26日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
医療法人桂名	訪問看護ステ	名古屋市千種区	令和 2年	訪問看護

会	ーション 星 ヶ丘	桜が丘 113番地	2月28日	介護予防訪問看護
---	--------------	-----------	-------	----------

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社在宅 看護センター 愛	在宅看護セン ター愛介護サ ービス「緻」 こまやか名東	名古屋市名東区 八前二丁目1820 番地	令和 2年 2月20日	訪問介護
株式会社ケア メイトサービ ス	株式会社ケア メイトサービ ス	名古屋市中区栄 五丁目23番19号	令和 2年 2月26日	訪問介護
アサヒサנק リーン株式会 社	アサヒサנק リーン在宅介 護センター大 幸東	名古屋市東区砂 田橋三丁目 2番	令和 2年 2月27日	訪問介護
アサヒサנק リーン株式会 社	アサヒサנק リーンヘルパ ースステーショ ンちとせ	名古屋市港区七 番町 5丁目 3番 地の 1	令和 2年 2月27日	訪問介護
アサヒサנק リーン株式会 社	アサヒサנק リーン在宅介 護センターみ なみ	名古屋市南区粕 畠町 3丁目35番 地の 2	令和 2年 2月27日	訪問介護
アサヒサנק リーン株式会 社	アサヒサנק リーン在宅介 護センター名 古屋	名古屋市名東区 藤森西町2002番 地の 1	令和 2年 2月27日	訪問介護

医療法人桂名 会	ヘルパーステ ーション星ヶ 丘	名古屋市千種区 桜が丘 113番地	令和 2年 2月28日	訪問介護
株式会社S E N S E	デイサービス H E A R T H	名古屋市天白区 植田三丁目 505 番地	令和 2年 2月28日	通所介護

3 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
有限会社名古屋 シルバーサ ポート	グループホーム 水草	名古屋市北区水 草町 1丁目46番 地の 1	令和 2年 2月27日	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対 応型通所介護
医療法人悠山 会	ファミリア元 宮	名古屋市昭和区 元宮町 5丁目25 番地	令和 2年 2月28日	小規模多機能型居 宅介護 介護予防小規模多 機能型居宅介護
株式会社ケア フェリーチェ	グループホームやすらぎの 里梅森坂	名古屋市名東区 梅森坂一丁目 3309番地	令和 2年 2月28日	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対 応型通所介護

4 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
美空株式会社	美空デイサー ビス	名古屋市北区光 音寺町字野方	令和 2年 1月20日	地域密着型通所介 護

		1906番地の76		
特定非営利活動法人ほっとポケット	ほっとポケット	名古屋市千種区春岡一丁目27番27号	令和 2年 2月25日	地域密着型通所介護
ケアサービス株式会社	デイサービスセンター しもかた	名古屋市千種区下方町 3丁目13番地	令和 2年 2月27日	地域密着型通所介護
株式会社介護NEXT	GENK IN EXT名古屋 新瑞橋	名古屋市瑞穂区弥富通 2丁目 4番地の 1	令和 2年 2月27日	地域密着型通所介護
株式会社ライフ	デイサービス 和心かぞく 浄心の家	名古屋市西区児玉三丁目 3番18号	令和 2年 2月28日	地域密着型通所介護
株式会社ケアフェリーチェ	リビングデイサービス やすらぎの里 中野新町	名古屋市中川区中野新町 3丁目51番地	令和 2年 2月28日	認知症対応型通所介護
有限会社ビーネット	デイサービス らしく笠寺	名古屋市南区前浜通 6丁目20番地	令和 2年 2月28日	地域密着型通所介護
合同会社Think Body Japan	リハビリフィットネス 小幡	名古屋市守山区大永寺町85番地	令和 2年 2月28日	地域密着型通所介護
特定非営利活動法人介護サービスさくら	介護サービス さくら デイサービス 極楽	名古屋市名東区極楽三丁目 166番地	令和 2年 2月28日	地域密着型通所介護

5 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
みなと医療生活協同組合	指定居宅介護 支援事業所み なと医療生活 協同組合訪問 看護ステーシ ョンレインボ ー	名古屋市熱田区 六番二丁目16番 19号	令和元年 12月12日	居宅介護支援
社会福祉法人 長生福寿会	介護支援セン ター二方の郷	名古屋市西区二 方町15番地	令和元年 12月19日	居宅介護支援
医療法人東光 会	康陽居宅介護 支援事業所	名古屋市東区代 官町 3番 2号	令和 2年 2月14日	居宅介護支援
社会福祉法人 なごや福祉施 設協会	なごやかハウ ス丸池指定居 宅介護支援事 業所	名古屋市港区丸 池町 1丁目 3番 地	令和 2年 2月14日	居宅介護支援
有限会社オフ ィスアイウィ ッシュ	ケアプランセ ンター 紬	名古屋市名東区 高針三丁目 404 番地	令和 2年 2月14日	居宅介護支援
みなと医療生 活協同組合	指定居宅介護 支援事業所み なと医療生活 協同組合高畑 生協診療所	名古屋市中川区 高畑五丁目 182 番地	令和 2年 2月17日	居宅介護支援
みなと医療生 活協同組合	指定居宅介護 支援事業所み なと医療生活	名古屋市港区宝 神三丁目2107番 地の 2	令和 2年 2月18日	居宅介護支援

	協同組合宝神 生協診療所			
特定非営利活 動法人介護サ ービスさくら	介護サービス さくら 夢の ぽけっと	名古屋市東区砂 田橋一丁目 1番 地	令和 2年 2月26日	居宅介護支援
有限会社R K	てっく介護相 談センター	名古屋市北区黒 川本通 4丁目38 番地	令和 2年 2月26日	居宅介護支援
株式会社ケア メイトサービ ス	株式会社ケア メイトサービ ス	名古屋市中区栄 五丁目23番19号	令和 2年 2月26日	居宅介護支援
特定非営利活 動法人介護サ ービスさくら	夢のぽけっと 名東	名古屋市名東区 大針一丁目 367 番地	令和 2年 2月26日	居宅介護支援
合資会社城木 介護センター	城木介護セン ター	名古屋市昭和区 川名町四丁目93 番地 4	令和 2年 2月28日	居宅介護支援
アサヒサング リーン株式会 社	アサヒサング リーン在宅介 護センターち とせ	名古屋市港区七 番町 5丁目 3番 地の 1	令和 2年 2月28日	居宅介護支援
株式会社フロ イデ	ケアプラン 志段味	名古屋市守山区 大字下志段味字 北荒田2353番地 の 2	令和 2年 2月28日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 267号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。この指定に伴い、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 4項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第 135号により指定した措置管理区域の一部を解除します。

なお、同告示により指定した措置管理区域は、令和2年名古屋市告示第 172号及び本告示により、その全てを解除します。

令和 2年 4月30日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市南区鶴見通 3丁目 3番の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
クロロエチレン
一・二ージクロロエチレン
トリクロロエチレン
ほう素及びその化合物
- 3 措置管理区域の指定を解除する土地
名古屋市南区鶴見通 3丁目 3番の一部

4 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

クロロエチレン

シスー・二ージクロロエチレン

トリクロロエチレン

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 268号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。この指定に伴い、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 3項の規定に基づき、当該区域に係る平成29年名古屋市告示第 817号により指定した形質変更時届出管理区域の全部を解除します。

令和 2年 4月30日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市熱田区三本松町 101番20の一部
- 2 形質変更時届出管理区域の指定を解除する土地
名古屋市熱田区三本松町 101番 1の一部
- 3 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
砒^ひ素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 4 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 269号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第 439号により指定した形質変更時要届出区域の全部を解除します。

令和 2年 4月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市千種区花田町 1丁目35番の一部及び昭和区鶴舞町65番の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 270号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第 334号により指定した形質変更時届出管理区域の全部を次のとおり解除します。

令和 2年 4月30日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市中区大須三丁目1210番 2の全部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
六価クロム化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 271号

告示の訂正について

令和 2年名古屋市告示第 221号（占用工事の費用算出基準）の一部を次のように訂正します。

令和 2年 4月30日

名古屋市長 河 村 た か し

別表第 2 路面復旧監督費単価(1) 路面復旧工事の表中

「

工 種 別	単 位	単 価（円）
舗 装 道	1平方メートル当たり	760
砂 利 道	〃	110
電 柱 類	1 本 当 た り	1,080

」

を

「

工 種 別	単 位	単 価 (円)
舗 装 道	1平方メートル当たり	790
砂 利 道	〃	110
電 柱 類	1 本 当 た り	1,110

」

に、別表第 2 路面復旧監督費単価(2) 附帯構造物復旧工事の表中

「

工 種 別	単 位	単 価 (円)
区 域 標 設 置	1 点 当 た り	850

」

を

「

工 種 別	単 位	単 価 (円)
区 域 標 設 置	1 点 当 た り	900

」

に訂正します。

名古屋市緑政土木局路政部道路維持課

名古屋市告示第 272号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 2年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 2年11月30日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和2年5月21日（木）から同月29日（金）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和2年5月21日（木）から同月29日（金）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

ウ 住まいの窓口

令和2年5月22日（金）から同月31日（日）までの午前10時00分から午後7時00分まで。ただし、水曜日及び木曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

令和 2年 5月22日（金）から同月31日（日）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

日時

令和 2年 6月19日（金）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 153戸

事故住宅 37戸

(2) 改良住宅

空家住宅 3戸

第 2 子育て・若年世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学校修了前の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 110戸

第 3 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 13戸

事故住宅 2戸

第 4 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までのもの及び第1款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 63戸

事故住宅 51戸

(2) 改良住宅

空家住宅 1戸

事故住宅 2戸

第 5 多回数落せん者世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成26年度第 1回一般募集から令和元年度第 4回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 多回数落せん者単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成26年度第 1回一般募集から令和元年度第 4回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向け区分の資格のうち (2) から (13)までのいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 273号

名古屋市明願土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市明願土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

令和 2年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

氏 名	住 所
野 田 昭	名古屋市緑区鳴海町字細根 118番地の51
深 谷 武 志	名古屋市緑区鳴海町字有松裏 5番地の 2
富 田 夷之助	名古屋市緑区鳴海町字細根 118番地の47
加 古 康 孝	名古屋市緑区平子が丘2915番地
深 谷 信 雄	名古屋市緑区六田二丁目72番地の 1
深 谷 英 正	名古屋市緑区平子が丘1910番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第274号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和2年5月7日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和2年5月7日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	比良第55号線	名古屋市西区清里町45番の2地先から	前	0.059	8.00	第 1 図 附
			名古屋市西区清里町47番地先まで	後	0.059	6.00	
	A	北原土市町線	名古屋市瑞穂区北原町2丁目76番の1地先から	前	0.061	9.09	第 2 図 附
			名古屋市瑞穂区西ノ割町3丁目8番地先まで	後	0.061	5.31 ～ 9.09	
	A	北一色町大廻第2号線	名古屋市中川区笈瀬町1丁目5番地先から	前	0.016	5.45	第 3 図 附
			名古屋市中川区笈瀬町1丁目4番地先まで	後	0.016	7.27	
	B	北一色町大廻第5号線	名古屋市中川区笈瀬町1丁目17番地先から	前	0.021	5.45	
			名古屋市中川区笈瀬町1丁目18番の1地先まで	後	0.021	7.27	

	A	花池八田本町第1号線	名古屋市中川区花池町2丁目1番地先から	前	0.477	5.55	第4図 附
			名古屋市中川区八田本町13番の2地先まで	後	0.477	2.73 ～ 7.27	

2 道路の供用開始

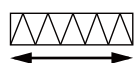
道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	土古町線第4号	名古屋市中川区的場町1丁目2番の1地先から 名古屋市中川区的場町1丁目56番の2地先まで	第5図 附

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第 1 附図



凡 例

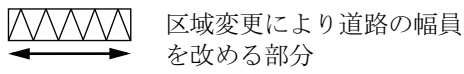


区域変更により道路の幅員
を改める部分

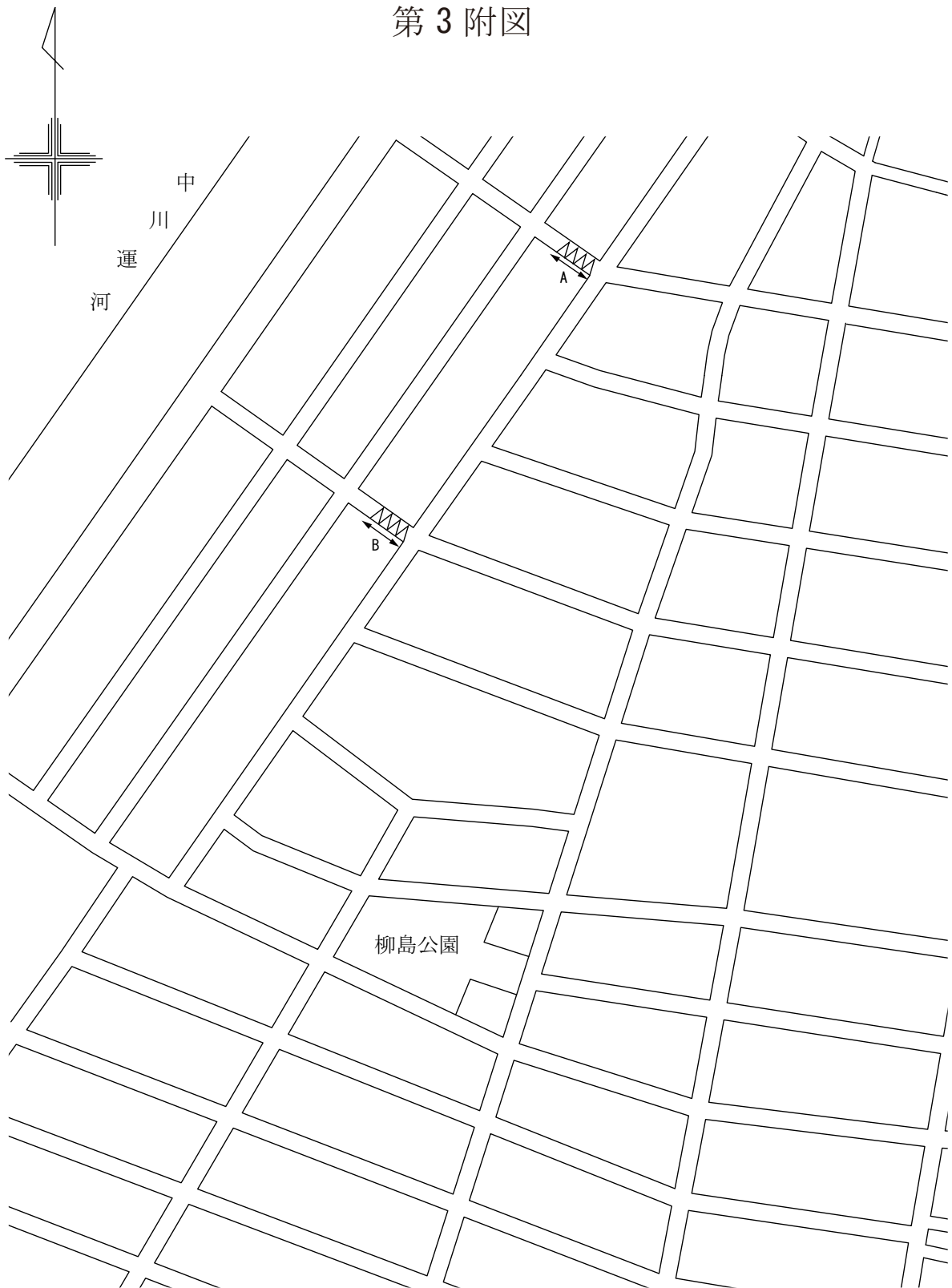
第 2 附図



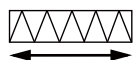
凡 例



第 3 附図



凡 例

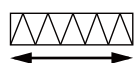


区域変更により道路の幅員
を改める部分

第4附図



凡 例

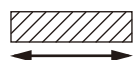


区域変更により道路の幅員
を改める部分

第5 附図



凡 例



道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第 275号

名古屋市旧川上貞奴邸等の臨時休館について

名古屋市旧川上貞奴邸条例施行細則（平成16年名古屋市規則第92号）第 2条の 2第 1項、名古屋市文化のみち榑木館条例施行細則（平成20年名古屋市規則第 131号）第 3条第 1項及び名古屋市揚輝荘条例施行細則（平成24年 8月 3日名古屋市規則第 112号）第 3条第 1項の規定により、次の施設を令和 2年 5月 11日（月）から当面の間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため臨時休館します。

令和 2年 5月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設の名称

名古屋市旧川上貞奴邸（文化のみち二葉館）

名古屋市文化のみち榑木館

名古屋市揚輝荘（南園 聴松閣）

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市告示第 276 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 2 年 4 月 24 日本市市会臨時会において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和 2 年 5 月 7 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 令和 2 年度名古屋市一般会計補正予算（第 1 号）
- 2 令和 2 年度名古屋市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 3 令和 2 年度名古屋市基金特別会計補正予算（第 1 号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和２年度名古屋市一般会計補正予算（第１号）

令和２年度名古屋市一般会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,296,362千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,268,676,362千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条 債務負担行為の追加は、「第２表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9 国 庫 支 出 金		224,195,786	6,987,365	231,183,151
	2 補 助 金	34,508,574	6,987,365	41,495,939
10 県 支 出 金		66,045,833	3,568,000	69,613,833
	2 補 助 金	14,436,664	3,568,000	18,004,664
13 繰 入 金		24,093,320	177,000	24,270,320
	1 他 会 計 繰 入 金	24,093,320	177,000	24,270,320
15 諸 収 入		112,705,476	3,563,997	116,269,473
	7 雑 入	19,055,127	3,563,997	22,619,124
歳 入	合 計	1,254,380,000	14,296,362	1,268,676,362

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 健康福祉費		337,802,343	330,000	338,132,343
	2 老人福祉費	60,173,539	177,000	60,350,539
	7 公衆衛生費	15,245,532	153,000	15,398,532
4 子ども青少年費		181,252,242	2,840,000	184,092,242
	1 子ども青少年費	181,252,242	2,840,000	184,092,242
7 経済費		76,887,177	10,907,147	87,794,324
	1 産業費	75,601,287	10,907,147	86,508,434
12 教育費		185,263,191	219,215	185,482,406
	6 特別支援学校費	6,283,121	129,215	6,412,336
	7 大 学 費	10,550,382	90,000	10,640,382
歳 出	合 計	1,254,380,000	14,296,362	1,268,676,362

第2表 債務負担行為補正

事	項	期	間	限	度	額	千円
ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金の利子補給		令和3年度から令和5年度まで				14,685,000	
ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金の貸付利率の引き下げ		令和5年度から令和12年度まで				1,816,000	

令和２年度名古屋市民健康保険特別会計補正予算（第１号）

令和２年度名古屋市民健康保険特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,160千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

201,662,234千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 国民健康保険収入		178,754,357	2,160	178,756,517
	4 県 支 出 金	134,637,472	2,160	134,639,632
歳 入	合 計	201,660,074	2,160	201,662,234

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 国民健康保険費		201,640,074	2,160	201,642,234
	1 事 業 費	201,640,074	2,160	201,642,234
歳 出	合 計	201,660,074	2,160	201,662,234

令和２年度名古屋市長官公営企業特別会計補正予算（第１号）

令和２年度名古屋市長官公営企業特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102,364,347千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補	正	額 千円	計	千円
22 財政調整基金収入		2,543,729			177,000		2,720,729
	2 基金積戻金	2,500,000			177,000		2,677,000
歳 入	合 計	102,187,347			177,000		102,364,347

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補	正	額 千円	計	千円
22 財政調整基金		2,543,729			177,000		2,720,729
	1 他会計繰出金	2,500,000			177,000		2,677,000
歳 出	合 計	102,187,347			177,000		102,364,347

名古屋市告示第 277 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定
に関する告示の一部改正

平成20年名古屋市告示第 562 号の一部を次のように改正します。

令和 2 年 5 月 8 日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

国立大学法人名古屋大学	名古屋市千種区不老町 1 番
-------------	----------------

」

を

「

国立大学法人東海国立大学機構	名古屋市千種区不老町 1 番
----------------	----------------

」

に改める。

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 278 号

名古屋市公会堂等の臨時休館

名古屋市公会堂条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第49号）第11条第2項、名古屋市民会館条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第65号）第13条第2項、名古屋市芸術創造センター条例施行細則（平成6年名古屋市規則第49号）第2条第2項、名古屋市青少年文化センター条例施行細則（平成8年名古屋市規則第82号）第3条第2項、名古屋市文化小劇場条例施行細則（平成6年名古屋市規則第50号）第2条第2項、名古屋市民ギャラリー条例施行細則（平成6年名古屋市規則第51号）第3条第2項、名古屋市演劇練習館条例施行細則（平成7年名古屋市規則第79号）第2条第2項、名古屋市音楽プラザ条例施行細則（平成8年名古屋市規則第80号）第2条第2項、名古屋市短歌会館条例施行細則（平成6年名古屋市規則第52号）第2条第2項、名古屋市東山荘条例施行細則（平成6年名古屋市規則第53号）第2条第2項及び名古屋能楽堂条例施行細則（平成8年名古屋市規則第122号）第3条第2項の規定により、次の施設を令和2年5月11日から当面の間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため臨時休館します。

令和2年5月8日

名古屋市長 河 村 た かし

1 施設の名称

名古屋市公会堂

名古屋市民会館

名古屋市芸術創造センター

名古屋市青少年文化センター

名古屋市文化小劇場

名古屋市民ギャラリー

名古屋市演劇練習館

名古屋市音楽プラザ

名古屋市短歌会館

名古屋市東山荘

名古屋能楽堂

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化振興室

名古屋市告示第 279 号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第73条第 1 項の規定により次の建築協定を認可しましたので、同条第 2 項の規定により告示するとともに、同条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和 2 年 5 月 8 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

萩ヶ丘東地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市緑区ほら貝一丁目 267 番 外

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第280号

名古屋市議会臨時会の招集について

次の事件につき、令和2年5月15日午前10時に、名古屋市議会臨時会を招集します。

令和2年5月8日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 常任委員の選任
- 1 特別委員会の中間報告について
- 1 令和2年度名古屋市・愛知県調整会議構成員の選挙
- 1 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について
- 1 名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について
- 1 補正予算に関する専決処分について

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第 281号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 115条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 2年 5月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月 日	サービスの種類
セントケア中部株式会社	セントケア中川	名古屋市中川区 打中二丁目14番 地	令和 2年 1月15日	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護
ケアーサービス株式会社	介護付有料老人ホームしもかた	名古屋市千種区 下方町 3丁目13 番地	令和 2年 3月31日	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護
ケアーサービス株式会社	グループホームしもかた	名古屋市千種区 下方町 3丁目13 番地	令和 2年 3月31日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対応 型共同生活介護

医療法人悠山 会	グループホームファミリー 元宮	名古屋市昭和区 元宮町 5丁目25 番地	令和 2年 3月31日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護
株式会社ケア フェリーチェ	グループホームやすらぎの 里中野新町	名古屋市中川区 中野新町三丁目 51番地	令和 2年 3月31日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護
株式会社ケア フェリーチェ	グループホームやすらぎの 里梅森坂	名古屋市名東区 梅森坂一丁目 3309番地	令和 2年 3月31日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護
ケアサービス株式 会社	グループホームいだか	名古屋市名東区 平和が丘一丁目 109番地	令和 2年 3月31日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護
ケアサービス株式 会社	グループホームかなれ	名古屋市名東区 猪子石原三丁目 2713番地	令和 2年 3月31日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 282号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第41条第 1項、第42条の 2第 1項、第 48条第 1項、第53条第 1項及び第54条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 5月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
社会福祉法人 紫水会	オーネスト紫 花指定短期入 所生活介護事 業所	名古屋市守山区 森孝二丁目 225 番地	令和 2年 4月 1日	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護
株式会社関西 サンガ	介護付き有料 老人ホームし もかた	名古屋市千種区 下方町 3丁目13 番地	令和 2年 4月 1日	特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護
株式会社関西 サンガ	グループホー ムしもかた	名古屋市千種区 下方町 3丁目13 番地	令和 2年 4月 1日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護

株式会社イズミ	グループホーム彩りの泉	名古屋市北区如意三丁目46番地	令和 2年 4月 1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社ソラスト	グループホームやすらぎの里中野新町	名古屋市中川区中野新町 3丁目 51番地	令和 2年 4月 1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社ソラスト	グループホームやすらぎの里梅森坂	名古屋市名東区梅森坂一丁目 3309番地	令和 2年 4月 1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社関西サンガ	グループホームいだか	名古屋市名東区平和が丘一丁目 109番地	令和 2年 4月 1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社関西サンガ	グループホームかなれ	名古屋市名東区猪子石原三丁目 2713番地	令和 2年 4月 1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
社会福祉法人紫水会	特別養護老人ホームオーネスト紫花	名古屋市守山区森孝二丁目 225 番地	令和 2年 4月 1日	介護老人福祉施設

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市達第34号

スポーツ市民局

健康福祉局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月28日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 （略） スポーツ市民局 （略） 地域振興部 区政課 管理係 (1)～(11) （略） <u>(12) （略）</u> 主 査（区役所の庁舎営繕等）(2) (1) （略） （略） 健康福祉局 （略） 健康部 （略）	第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 （略） スポーツ市民局 （略） 地域振興部 区政課 管理係 (1)～(11) （略） <u>(12) 特別定額給付金等に関すること。</u> <u>(13) （略）</u> 主 査（区役所の庁舎営繕等）(2) (1) （略） <u>主 査（特別定額給付金）(3)</u> <u>(1) 特別定額給付金等に関すること。</u> （略） 健康福祉局 （略） 健康部 （略）

感染症対策室 感 染 症 係 (略) 主 査 (特定感染症等対策) <u>(3)</u> (1) (略) (略)	感染症対策室 感 染 症 係 (略) 主 査 (特定感染症等対策) <u>(5)</u> (1) (略) (略)
---	---

附 則

この達は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

名古屋市達第35号

健康福祉局
保健所

名古屋市保健所処務規程（平成30年名古屋市達第24号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月28日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第3条 保健所に次の補助組織を置く。 健康部 (略) 感染症対策室 感染症係 主 査<u>(4)</u> 主 幹<u>(1)</u> (略) 第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 健康部 (略) 感染症対策室 感染症係 (略) 主 査（特定感染症等対策） <u>(3)</u> (1) (略) (略) 主 幹（特定感染症等対策） (1) (略) (略)	第3条 保健所に次の補助組織を置く。 健康部 (略) 感染症対策室 感染症係 主 査<u>(6)</u> 主 幹<u>(2)</u> (略) 第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 健康部 (略) 感染症対策室 感染症係 (略) 主 査（特定感染症等対策） <u>(5)</u> (1) (略) (略) 主 幹（特定感染症等対策）<u>(2)</u> (1) (略) (略)

2 ～ 8 (略)	2 ～ 8 (略)
-----------	-----------

附 則

この達は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

経 済 局
子ども青少年局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月1日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 （略） 経 済 局 （略） 商業・流通部 地域商業課 企 画 係 (1)～(4) （略） <u>(5)</u> （略） 主 査（大店立地） (1)・(2) （略） （略） 子ども青少年局	第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 （略） 経 済 局 （略） 商業・流通部 地域商業課 企 画 係 (1)～(4) （略） <u>(5) 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援に関すること。</u> <u>(6)</u> （略） 主 査（大店立地） (1)・(2) （略） <u>主 査（新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援）(2)</u> <u>(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援に関すること。</u> （略） 子ども青少年局

(略) 子ども未来企画部 子ども未来企画室 子ども未来企画係 (1)～(3) (略) <u>(4)～(7)</u> (略) (略) 主 査 (子ども等の支援の推進に係る特命事項の処理) (1) (略) (略)	(略) 子ども未来企画部 子ども未来企画室 子ども未来企画係 (1)～(3) (略) <u>(4) 子育て世帯への臨時特別給付金に関する<u>こと。</u></u> <u>(5)～(8)</u> (略) (略) 主 査 (子ども等の支援の推進に係る特命事項の処理) (1) (略) 主 査 (<u>子育て世帯への臨時特別給付金</u>) <u>(1) 局長の指定する子育て世帯への臨時特別給付金に関する<u>こと。</u></u> (略)
---	---

附 則

この達は、令和2年5月8日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第11号

教育委員会定例会における議件の追加について

令和 2年名古屋市教育委員会告示第10号（教育委員会定例会の開催日の変更について）で告示した教育委員会定例会に次の議件を追加付議します。

令和 2年 4月28日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

令和 2年度一般会計補正予算に関する専決処分について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 4月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマナカ則武専門店

名古屋市中村区松原町 2丁目61番 ほか 3筆

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
ジェイアール東海不動産㈱	代表取締役 馬場 誠	東京都港区 港南二丁目 1番95号	変更なし	変更なし	東京都港区 港南一丁目 8番27号

3 変更の日

令和元年 9月17日

4 変更した理由

本社移転のため

5 届出の日

令和 2年 4月 1日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 4月28日から同年 8月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 8月28日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 4月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマナカ則武店

名古屋市中村区松原町 3丁目33番 ほか 3筆

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
ジェイアール東海不動産㈱	代表取締役 馬場 誠	東京都港区 港南二丁目 1番95号	変更なし	変更なし	東京都港区 港南一丁目 8番27号

3 変更の日

令和元年 9月17日

4 変更した理由

本社移転のため

5 届出の日

令和 2年 4月 1日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 4月28日から同年 8月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 8月28日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 4月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

YAMADA web. com千種センター店

名古屋市千種区内山一丁目2001番

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
テックランド名古屋千種店	YAMADA web. com千種センター店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
ジェイアール東海不動産(株)	代表取締役 馬場 誠	東京都港区 港南二丁目 1番95号	変更なし	変更なし	東京都港区 港南一丁目 8番27号

3 変更の日

(1) 店舗の名称については令和 2年 2月14日

(2) 設置者については令和元年 9月17日

4 変更した理由

- (1)店舗の名称については、インターネット販売商品の取扱いを追加したため
- (2)設置者については、本社移転のため

5 届出の日

令和 2年 4月 1日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 4月28日から同年 8月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 8月28日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

令和 2 年度名古屋市職員第 1 類・免許資格職採用試験公告

名古屋市職員採用試験を次のとおり実施します。

令和 2 年 4 月 28 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫



令和2年度

名古屋市職員採用試験案内（第1類[大学卒業程度・22～30歳]） （免許資格職）

令和2年4月28日

名古屋市人事委員会

【申込期間】

4月30日（木）から5月18日（月）までの本登録完了分有効

『名古屋の未来を変えるのは、君だ！』

本市では、名古屋をよりよくしたいという熱意を持ち、主体的・積極的
に行動できる人材を求めています。

TOPICS

- ▶ 免許資格職「保育」区分について、今年度から第1次試験を6月に実施します。
- ▶ 免許資格職「衛生」区分について、専門試験の出題内容を変更します。 P10 参照

注意事項

- ▶ 今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、試験日程等変更となる場合があります。
採用試験に関する最新の情報は、名古屋市公式ウェブサイト及び名古屋市人事委員会公式ツイッターでお知らせします。
- ▶ 免許資格職「薬学」及び「学芸」区分については、人事委員会事務局以外で試験を実施しますので、下記の名古屋市公式ウェブサイトをご確認ください。
 - ・薬学 「名古屋市立病院職員の募集」 ページ
 - ・学芸 「名古屋市職員採用案内（人事委員会事務局以外で実施する職種）」 ページ

＜申込及び問合せ先＞ 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

T E L : 052-972-3308

F A X : 052-972-4182

M a i l : a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp



1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

試験区分			採用予定人員※ 1	主な職務内容※ 2
第 1 類	事 務	行政一般	100名程度	本庁各局や区役所等、市のあらゆる機関における庶務、予算・経理、戸籍・住民登録、保険年金、税務、生活保護、その他福祉、生涯学習、文化・観光振興、産業振興、生活・流通、環境施策、国際交流、総合企画 など
		法 律	50名程度	
		経 済	50名程度	
		社会福祉	20名程度	区役所、児童福祉施設・児童相談所、保護施設等における相談・指導（夜間業務を含みます。）、生活保護、精神保健福祉 など
	技 術	土 木	35名程度	本庁各局や公所等における道路・河川の維持管理、公共施設の企画・計画・設計、都市計画、機械・電気設備の保守管理、バス・地下鉄設備等の新設・保守管理等、上下水道設備の保守管理等、環境保全活動の推進、水質検査・水質管理、公園等の緑地管理 など
		建 築	5名程度	
		機 械	5名程度	
		電 気	10名程度	
		応用化学	若干名	
		造 園	若干名	
	研究（機械）		若干名	- 工業研究所等における工業製品、生産技術等に関する研究、試験、技術支援 - 環境科学調査センター等における騒音・振動防止技術等に関する研究、試験、調査、技術支援 など
	研究（電子）		若干名	工業研究所等における工業製品、生産技術等に関する研究、試験、技術支援 など
	研究（応用化学）		若干名	工業研究所等における工業製品、生産技術等に関する研究、試験、技術支援 など
	学校事務		10名程度	本市の小・中学校又は特別支援学校における事務（予算、文書管理、教職員の給与・福利厚生 など）
	消 防		70名程度	消防署等における火災の予防又は鎮圧、地域防災、救急・救助 など（主に交替制勤務に従事します。また、一部の業務を除き、性別による従事制限はありません。なお、本市の消防学校に入校し全寮制による教育を受けた後に配属されます。）
免許資格職	衛 生	若干名	若干名	- 保健センター等における食品衛生・環境衛生・薬務・公害対策に関する監視指導・検査、環境教育 - 動物愛護センター等における獣医療等、と畜検査（獣医師免許取得者に限ります。） - 清掃工場での薬品管理、産業廃棄物処理業等の指導監督 など
	獣 医	若干名		
	保育Ⅰ	15名程度	15名程度	保育所における児童の保育 など
	保育Ⅱ	若干名	若干名	保育所以外の児童福祉施設（夜間業務を含みます。）等における児童の保育など
	管理栄養	若干名	若干名	保健センター、福祉施設、病院等における栄養指導、献立作成 など

※ 1 採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

※ 2 組織の改廃等により、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合があります。

2 受験資格

次の(1)～(3)の要件を満たすことが必要です。

(1) 年齢要件

試験区分		年齢要件
第1類 免許資格職	事務・技術 研究・学校事務 消防	次のいずれかに該当する方 ・平成2年(1990年)4月2日から平成11年(1999年)4月1日までに生まれた方 ・平成11年(1999年)4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和3年(2021年)3月31日までに卒業見込の方を含む。）又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める方
	衛生 管理栄養	
	獣医	次のいずれかに該当する方 ・昭和60年(1985年)4月2日から平成11年(1999年)4月1日までに生まれた方 ・平成11年(1999年)4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和3年(2021年)3月31日までに卒業見込の方を含む。）又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める方
	保育Ⅰ・Ⅱ	平成2年（1990年）4月2日から平成13年（2001年）4月1日までに生まれた方

(2) 資格要件等（該当試験区分のみ）

試験区分	資格要件等
消防	日本国籍を有し、下記の条件4つすべてに該当する方 【身体的条件】 ・矯正視力... 両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・基本色の識別... 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・聴力... 左右とも正常であること ・その他... 消防官としての職務遂行に支障のないこと
衛生 獣医	食品衛生監視員の任用資格を有する方又は令和3年(2021年)3月末までに有する見込の方 なお、食品衛生監視員の任用資格を有する方とは、下記のいずれかに該当する方 1 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した方（※） 2 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 3 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した方（※） 4 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有する方 （※）1又は3に該当する方は、食品衛生監視員の任用資格を有することを証明する書類（学校等が発行する成績証明書等）を提出していただきます。詳しくは、第1次試験合格者に通知します。
保育Ⅰ・Ⅱ	保育士の資格を有する方又は令和3年（2021年）3月末までに有する見込の方 なお、保育士の資格を有する方とは、下記のいずれかに該当する方 1 厚生労働大臣の指定する指定保育士養成施設の卒業 2 保育士試験に合格
管理栄養	管理栄養士の免許を有する方又は令和3年(2021年)3月末までに実施される管理栄養士国家試験により同免許を取得見込の方

(3) 次のいずれにも該当しない者

- ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(注) 受験資格以外に職員として採用されるにあたっての注意事項があります。必ず確認してください。

- ・ 受験資格となる免許や資格を取得（有する）見込である方 ... P12「7」
- ・ 「消防」以外の試験区分で日本国籍を有しない方 ... P12「7」及びP14「13(1)」

3 試験の日程等 (注) 試験の日程等は変更する場合があります。

それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、名古屋市公式ウェブサイト（以下、市ウェブサイトといいます。）を必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

(1) 行政一般・法律・経済・消防 区分

試験の流れ		日程	
受験申込		4月30日(木)～5月18日(月) ※ 本登録まで完了させてください。(P11 5 申込手続参照)	
受験票発送		6月3日(水)	
受験教室のお知らせ		6月26日(金) 市ウェブサイト to 公開します。	
第1次試験		6月28日(日) 開 場 午前8時45分 着 席 午前9時00分 終了予定 (行政一般・消防) 午後1時30分頃 <昼休憩なし> (法律・経済) 午後3時45分頃 <昼休憩あり> ・ 第1次試験会場は、市内の大学及び高等学校を予定しており、 受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。 ・ 第1次試験科目は、7ページ以降をご覧ください。 <u>なお、第2次試験である論文試験についても、第1次試験にあわせて実施します。</u>	
第1次試験合格者発表		7月8日(水)	
第2次試験	口述試験	個別面接①	7月16日(木)～7月21日(火)
		個別面接②の 対象者発表	7月28日(火)
		個別面接③	8月8日(土)～8月15日(土)
	体力検査（消防のみ）		8月6日(木)、7日(金)の2日間のうち1日
最終合格者発表		8月25日(火)	

<合格者及び対象者発表について>

- ・ 合格者、対象者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階内）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。

ア 第1次試験合格者発表及び個別面接②の対象者発表

合格者、対象者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で7月13日(月)までに文書が届かない場合、個別面接②の対象者となった方で8月5日(水)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課（052- 972- 3308）までご連絡ください。

イ 最終合格者発表

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

<面接の日程について>

- ・ 個別面接②の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- ・ 個別面接②の日程は個別面接②対象者通知でお知らせします。
- ・ 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

(2) 社会福祉・土木・建築・機械・電気・応用化学・造園・研究・ 学校事務・衛生・獣医・管理栄養 区分

試験の流れ	日程
受験申込	4月30日(木)～5月18日(月) ※ 本登録まで完了させてください。(P11 5 申込手続参照)
受験票発送	6月3日(水)
受験教室のお知らせ	6月26日(金) 市ウェブサイト公開します。
第1次試験	6月28日(日) 開 場 午前8時45分 着 席 午前9時00分 終了予定 (学校事務) 午後1時30分頃 <昼休憩なし> (研究) 午後2時45分頃 <昼休憩あり> (上記以外) 午後3時45分頃 <昼休憩あり> ・ 第1次試験会場は、市内の大学及び高等学校を予定しており、受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。 ・ 第1次試験科目は、8ページ以降をご覧ください。 <u>なお、第2次試験である論文試験についても、第1次試験にあわせて実施します。</u>
第1次試験合格者発表	7月8日(水)
第2次試験（口述試験）	7月29日(水)～8月5日(水)
最終合格者発表	8月25日(火)

<合格者発表について>

- 合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階内）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。

ア 第1次試験合格者発表

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で7月16日（木）までに文書が届かない場合、至急、人事委員会事務局任用課（052- 972- 3308）までご連絡ください。

イ 最終合格者発表

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

<面接の日程について>

- 口述試験の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

(3) 保育Ⅰ・保育Ⅱ 区分

試験の流れ		日程
受験申込		4月30日（木）～5月18日（月） ※ 本登録まで完了させてください。（P11 5 申込手続参照）
受験票発送		6月3日（水）
受験教室のお知らせ		6月26日（金） 市ウェブサイトに掲載します。
第1次試験		6月28日（日） 開 場 午前8時45分 着 席 午前9時00分 終了予定 午後3時15分頃 <昼休憩あり> - 第1次試験会場は、市内の大学及び高等学校を予定しており、受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。 - 第1次試験科目は、9 ページ以降をご覧ください。 <u>なお、第2次試験である論文試験についても、第1次試験にあわせて実施します。</u>
第1次試験合格者発表		7月8日（水）
第2次試験	口述試験	8月22日（土）、23日（日）、29日（土）、30日（日） の4日間のうち1日
	ピアノ実技 （保育Ⅰのみ）	上記口述試験と同日に実施します。
最終合格者発表		9月10日（木）

<合格者発表について>

- 合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階内）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。

ア 第1次試験合格者発表

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で7月16日（木）までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課（052- 972- 3308）までご連絡ください。

イ 最終合格者発表

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

<面接の日程について>

- 口述試験の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

4 試験方法

(1) 合格者の決定方法

<第1次試験合格者決定方法>

- 第1次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。
- 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

<最終合格者決定方法>

- 合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。
- 第2次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。
- 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

(2) 試験の内容、出題分野

- 問題は活字印刷文による出題です。
- 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続き時にその旨記入をしてください。
- 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

ア 行政一般

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (150分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（人文科学、自然科学、社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》） 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）	600点
		〈25問必須解答〉 〈25問必須解答〉	
第2次試験	口述試験	個別面接○	600点
		個別面接○ ※ 個別面接○ 対象者は、第1次試験及び個別面接○ の得点を合計して決定します。	1,200点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月28日（日）実施》 ※ 個別面接○ 対象者のみ採点の対象とします。	600点

イ 法律・経済

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (90分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》） <15問必須解答> 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈） <15問必須解答>	210点
	専門試験 (120分)	各試験区分に応じた専門的な知識をみる試験（択一式） <40問必須解答> (各試験区分における出題分野はP10【別表】参照)	390点
第2次試験	口述試験	個別面接⑥	600点
		個別面接⑥ ※ 個別面接⑥ 対象者は、第1次試験及び個別面接⑥ の得点を合計して決定します。	1,200点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月28日（日）実施》 ※ 個別面接⑥ 対象者のみ採点の対象とします。	600点

ウ 研究（機械、電子、応用化学）

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (90分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》） <15問必須解答> 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈） <15問必須解答>	210点
	専門試験 (60分)	研究職として必要とされる各試験区分の分野に関連する知識をみる試験（択一式） <20問必須解答>	390点
第2次試験	口述試験	専門面接（専門分野に関する個別面接）	900点
		一般的な個別面接	900点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月28日（日）実施》	600点

エ 学校事務

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (150分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（人文科学、自然科学、社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》） <25問必須解答> 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈） <25問必須解答>	600点
第2次試験	口述試験	個別面接	1,800点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月28日（日）実施》	600点

オ 社会福祉・土木・建築・機械・電気・応用化学・造園・衛生・獣医・管理栄養

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (90分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》） <15問必須解答> 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈） <15問必須解答>	210点
	専門試験 (120分)	各試験区分に応じた専門的な知識をみる試験（択一式） <40問必須解答> (各試験区分における出題分野はP10【別表】参照)	390点
第2次試験	口述試験	個別面接	1,800点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月28日（日）実施》	600点

カ 消防

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (150分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（人文科学、自然科学、社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》） 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）	600点
		〈25問必須解答〉 〈25問必須解答〉	
第2次試験	口述試験	個別面接◎	600点
		個別面接◎ ※ 個別面接◎ 対象者は、第1次試験及び個別面接◎ の得点を合計して決定します。	900点
	体力検査 (1日) (注)	職務遂行に必要な基礎体力に関する検査 6種目（上体起こし、握力、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とび、20mシャトルラン（往復持久走）〔文部科学省の新体力テスト実施要項に準拠〕） ※ 身体検査のうち、基本色の識別検査も同日に実施します。	600点
	身体検査 (注)	職務遂行に必要な身体的条件及び健康度をみる検査（尿検査、胸部エックス線検査、心電図等）を各自医療機関等で受検し、人事委員会事務局が指定する様式で提出していただきます。 なお、受検に必要な費用は受験者の負担となります。 詳細は、個別面接◎ の際にお知らせします。 基本色の識別検査は体力検査時に実施します。	—
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月28日（日）実施》 ※ 個別面接◎ 対象者のみ採点の対象とします。	300点

(注) 体力検査及び身体検査は、消防区分の個別面接◎ 対象者のみ実施します。

キ 保育Ⅰ・保育Ⅱ

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (90分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》） 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）	210点
	専門試験 (90分)	各試験区分に応じた専門的な知識をみる試験（択一式） 〈15問必須解答〉 〈30問必須解答〉 (各試験区分における出題分野はP10【別表】参照)	390点
第2次試験	口述試験	個別面接	1,800点
	ピアノ実技 (保育Ⅰのみ)	バイエル教則本の「№89」「№96」「№102」（いずれも原書番号）のうち、1曲を演奏する実技試験を行います。 演奏する曲は試験当日に指示します。楽譜は各自でお持ちください。	(注)
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月28日（日）実施》	600点

(注) ピアノ実技は、職務遂行に必要なピアノ演奏能力を判定するものです（点数化しません）。

【別表】第1次試験専門試験の出題分野〔衛生を除き必須解答〕

試験区分	出題分野
法 律	憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学
経 済	経済原論、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策、憲法及び民法
社会福祉	社会福祉概論（社会保障を含む）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む）、社会調査
土 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
建 築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
機 械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
電 気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
応用化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
造 園	造園学原論、造園材料・施工、造園管理、造園計画・設計（都市・地方計画を含む）、造園関連基礎
衛 生	物理・化学・生物、衛生 <15問 必須解答>
	食品科学、応用微生物学、応用獣医学、畜産物利用学（18問） 薬理、薬剤、病態・薬物治療、薬事法規・薬事制度（22問）<以上40問中25問 選択解答>
獣 医	基礎獣医学、病態獣医学、応用獣医学、臨床獣医学
保育Ⅰ・保育Ⅱ	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健 ・障害児保育については、上記のいずれかの分野で出題することがあります。
管理栄養	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論

5 申込手続

※ 申し込みはインターネットで行ってください。

(やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、14ページ「13 その他(3)」参照)

- 複数の試験区分に申し込むことはできません。
- 申込後の試験区分の変更は、一切できません。申込前に必ず入力内容をご確認ください。
- 土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- 名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示を一読ください。

利用環境	インターネットに接続できるパソコンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。 - Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 http://get.adobe.com/jp/reader/ - 受験票の印刷はA4判の普通紙で行ってください。 - 使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。	
アクセス	名古屋市電子申請サービス（https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/）にアクセスし、「令和2年度名古屋市職員採用試験（第1類【大学卒業程度・22～30歳】、免許資格職）を申し込む」をクリックし、順次画面の指示に従ってください。	
申込期間	4月30日（木）から5月18日（月）までに本登録が完了したもののみを有効とします。 - 期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 - 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。	
申込から第1次試験までの流れ		
本登録 4/30～ 5/18	① 仮登録手続き	入力フォームに従って入力し、仮登録してください。 ※ 入力時に設定した「パスワード」は受験票の交付等の手続きで必要ですので、必ず控えをとってください。
	② 電子メール受信	仮登録完了の電子メールが届きます。 登録は完了していませんので、電子メール本文に従って必ず本登録まで完了させてください。 ※ 電子メールに記載されている「受付番号」は受験票の交付等の手続きに必要ですので、必ず控えをとってください。
	③ 本登録手続き	入力内容を確認し、本登録をしてください。
	④ 電子メール受信	本登録完了の電子メールがおおよそ10分で届きます。
受験票等の 交付 6/3～	受験票及び 写真票兼承諾書の 印刷・写真添付・ 署名	6月3日（水）以降に送付する電子メール本文に従って、「受付番号」と「パスワード」を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。） 6月5日（金）までに電子メールが届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。
第1次試験 6/28	受験票及び 写真票兼承諾書を 提示	写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認のうえ署名をした上で、試験当日に受験票とともにお持ちください。

6 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係(電話052-972-3308)までご連絡ください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験に合格すると、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後、合格者に対し意向調査や、健康診断等を行います。
- (3) 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。また、以下に該当すると採用されない場合があります。
 - ア 職種によって必要とされる免許等の資格を採用時に取得できない場合は、採用されません。
 - イ 傷病等により職務に従事できない場合などには、採用されないことがあります。
 - ウ 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。
- (4) 採用は、原則として令和3年4月です。

8 試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、受験者本人が口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験 不合格者	科目別得点 総合得点 合格基準点 総合順位	第1次試験又は第2次試験の結果発表当日からその翌月同日まで（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで） { ・ 9:00～12:00 ・ 13:00～17:00 （土・日・祝日・振替休日を除く。）	人事委員会事務局(中区三の丸三丁目1番1号)において、受験者本人が次の(1)及び(2)を提示して申し出てください。 (1) 運転免許証、旅券、学生証等の身分証明書(写真のあるもの) (2) 受験票
第2次試験 不合格者	第1次試験得点 第2次試験得点 総合得点 合格点 総合順位		

- (注) ・ 個別面接^⑥の対象とならなかった方への成績開示は、最終合格者発表日(8月25日)以降です。
- ・ 受験しなかった科目がある方は、対象となりません。
 - ・ 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
 - ・ 必要提示書類(写真付の身分証明書及び受験票)に不足がある場合は開示できません。
 - ・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください(自家用車での来庁はご遠慮ください)。

9 主な勤務条件

(令和2年4月1日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります)

(1) 初任給の例

事務・技術 学校事務・衛生	研究	消防	獣医 (獣医に関する6年制 大学卒の場合)	保育Ⅰ・Ⅱ (大学卒の場合)	管理栄養 (大学卒の場合)
211,025円	218,500円	216,775円	226,895円	211,025円	215,625円

(注)・ 上表の初任給は、給料月額に地域手当を加えたものです。

- ・ 学校卒業後の経歴などがある場合は、上記金額に一定の基準により加算されます。

(2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

10 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等の有無はTwitter (https://twitter.com/nagoyashi_saiyo)により、当日午前7時以降にご確認ください。

試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、必ず各機関が発行する遅延証明書をお持ちください。



11 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

12 過去の実施結果

詳しくは市ウェブサイトでご確認ください。

実施年度	受験者数（人）	合格者数（人）	倍率（倍）
令和元年度	1,826	418	4.4
平成30年度	1,959	416	4.7

※ 免許資格職「保育Ⅰ・保育Ⅱ」を除く。

13 その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) 本市職員で受験を希望する方

ア 会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員

受験資格を満たす場合は、この試験案内に従って申し込みをしてください。

イ 上記以外の本市職員

所属長を通じて手続きをすることとなります。所属長へ申し出をしてください。

(3) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、以下の「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア 申込書の請求期限 … 5月7日（木）までの消印有効 **《持込不可》**

（注）申込書は、5月8日（金）以降、到達順に順次発送します。

イ 申込書の提出期限 … 5月18日（月）までの消印有効 **《持込不可》**

≪ 申込書の請求手続≫

1 請求用封筒（長形 3 号）を用意する。

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア 宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ 「第1類・免許資格職採用試験申込書（○○（試験区分））請求」（朱書き）

（例）「第1類・免許資格職採用試験申込書（行政一般）請求」

試験区分は必ず記載してください。

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

2 返信用封筒（長形 3 号）を用意する。

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分（長形3号の場合の郵送料374円分）の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

3 連絡先（電話番号又はメールアドレス）を用意する（様式不問）。

4 請求用封筒に返信用封筒と連絡先を入れ、送付する。

請求用封筒に「2 返信用封筒」と「3 連絡先」を入れて、所定の郵送料の切手を貼り、郵送する。

(4) 第1次試験会場予定地

第1次試験会場は、市内の大学及び高等学校を予定しています。受験会場は受験票でお知らせしますので、必ず各自の受験票で確認してください。

また、試験会場の詳細は市ウェブサイトに掲載しますので、受験票を受領後、必ずご覧ください。

- ・ 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。
公共交通機関を利用してください。
- ・ 試験会場内の下見はできません。
- ・ 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。
- ・ 高等学校が試験会場となった方は、試験当日は上履き（スリッパ）をお持ちください。

＜情報コーナー＞

◆ 名古屋市職員採用ナビを公開中です！

名古屋市役所の今後や先輩職員などを見て知れる名古屋市職員採用ナビを公開しました。
「名古屋市の今」と「名古屋市の未来」、事務、土木、建築、機械、電気、研究、消防をはじめ、18 職種、25 名の職員の業務内容・メッセージ、「NAGOYA BOOST 10000」などのプロジェクトストーリー、育児休業を取得した職員の体験談などを掲載していますので、ぜひご覧ください！



◆ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒

名古屋市職員採用案内

で

検索🔍



◆ Twitter (@名古屋市人事委員会) について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！
フォローをお待ちしております！



試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

日本生命栄ビル

名古屋市中区錦三丁目2408番 ほか 3筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
日本生命保険相互会社	代表取締役 中村 克	大阪府中央区今橋三丁目 5番12号

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
未定	未定	未定

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 2年12月31日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,500平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

51台

(2) 駐輪場の収容台数

64台

(3) 荷さばき施設の面積

24.0平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

79.6立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
未定	午前 7時30分	午後11時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
建物 1階北東側平面駐車場	午前 7時00分から午後11時45分まで
ヒガシパーキング	午前 7時00分から午前 2時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 0時00分から午後12時00分まで

7 届出の日

令和 2年 4月30日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 5月 1日から同年 9月 1日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 9月 1日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

土地改良区の役員の就退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区の役員が次のように退任し、及び就任した旨の届出がありました。

令和 2年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 海東土地改良区

(1) 退任役員

理事	佐藤 幸男	名古屋市港区西福田四丁目1014番地
理事	岩田 公雄	名古屋市港区西福田三丁目 922番地
理事	岩田 孝三	名古屋市港区西福田三丁目 416番地
理事	安井 克己	名古屋市港区西福田一丁目2102番地
理事	安井 次男	名古屋市港区西福田一丁目 709番地
理事	吉田 よう子	名古屋市港区西福田一丁目1213番地
監事	松岡 秀春	名古屋市港区西福田五丁目 303番地

(2) 就任役員

理事	佐藤 幸男	名古屋市港区西福田四丁目1014番地
理事	岩田 公雄	名古屋市港区西福田三丁目 922番地
理事	坂井 明子	名古屋市港区西福田四丁目 603番地
理事	西川 征途	名古屋市港区西福田一丁目1005番地
理事	吉田 智子	名古屋市港区西福田一丁目2206番地
理事	吉田 よう子	名古屋市港区西福田一丁目1213番地
監事	戸谷 勇夫	名古屋市港区西福田五丁目1229番地

名古屋市緑政土木局都市農業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 5月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ ラ フーズコアアラタマ店

名古屋市南区駄上一丁目 106番

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢市 天池五反田町 1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢市 天池五反田町 1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし	平成31年 4月 15日
2	(株)オザキ	代表取締役 尾崎 満	名古屋市中 区大須三丁 目 5番24号	—	—	—	令和 2年 3月 8日

3	石竹食品(株)	代表取締役 石竹 忍	名古屋市瑞穂区瑞穂通 8丁目19番地の2	—	—	—	令和 2年 3月 8日
4	(株)モリエ	代表取締役 坪井 茂則	愛知県稲沢市天池五反 田町 1番地	—	—	—	令和 2年 3月 8日
5	(株)大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉 行東一丁目 4番14号	変更なし	代表取締役 矢野 靖二	変更なし	平成 30年 3月 1日
6	(株)日本一	代表取締役 染谷 康雄	千葉県野田市目吹1965	—	—	—	令和 2年 3月 8日
7	(株)チヨダ	代表取締役 舟橋 浩司	東京都杉並区成田東四 丁目39番 8 号	—	—	—	令和 2年 3月 8日
8	(株)メガネト ップ	代表取締役 富澤 昌宏	静岡市葵区伝馬町 8番 地の 6	—	—	—	令和 2年 3月 8日
9	(株)西松屋チ ェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄 266番地の 1	—	—	—	令和 2年 3月 8日
10	(株)クリエイ ト	代表取締役 鈴木 寛隆	愛知県豊明市間米町鶴 根1212-65	—	—	—	令和 2年 3月 8日

3 変更の日

- (1) 設置者については、平成31年 4月15日
- (2) 小売業者については、上記2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1及びNo. 5の小売業者については、代表者変更のため
- (3) No. 2からNo. 4まで及びNo. 6からNo. 10までの小売業者については、退店のため

5 届出の日

令和 2年 3月31日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 5月 7日から同年 9月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 9月 7日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 5月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ ラ フーズコアアラタマ店

名古屋市南区駄上一丁目 106番

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻		閉店時刻	
変更前	変更後	変更前	変更後
午前10時00分（年間60日午前 9時00分）	午前 8時00分	午後 9時00分	午前 2時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
駐車場①	午前 9時30分から午後 9時30分まで（年間60日は午前 8時30分から午後 9時30分まで）	午前 7時30分から午前 2時30分まで
駐車場②		午前 7時30分から午後10時00分まで
駐車場③	午前 6時00分から午前 1時00分まで	午前 6時00分から午前 1時00分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前 6時00分から午後 8時00分まで	午前 6時00分から午後10時00分まで

3 変更の日

令和 2年 5月25日

4 変更しようとする理由

業態転換に伴い営業時間、駐車場利用可能時間及び荷さばき可能時間を変更するため

5 届出の日

令和 2年 3月31日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
南区役所情報コーナー及び瑞穂区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 5月 7日から同年 9月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 9月 7日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

土地改良区の役員の就退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区の役員が次のように退任し、及び就任した旨の届出がありました。

令和 2年 5月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 茶屋後土地改良区

(1) 退任役員

理事	吉田 茂	名古屋市港区新茶屋四丁目1207番地
理事	若松 孝平	名古屋市港区新茶屋一丁目1802番地
理事	吉田 芳夫	名古屋市港区新茶屋四丁目1901番地
理事	中村 三喜男	名古屋市港区新茶屋五丁目1424番地
監事	若松 直美	名古屋市港区新茶屋三丁目 803番地

(2) 就任役員

理事	肆矢 清	名古屋市港区新茶屋五丁目1605番地
理事	佐藤 増博	名古屋市港区新茶屋四丁目 608番地
理事	吉田 三男	名古屋市港区新茶屋五丁目1229番地
理事	家田 俊博	名古屋市港区新茶屋二丁目 126番地
監事	吉田 守	名古屋市港区新茶屋一丁目2101番地

2 西福田土地改良区

(1) 退任役員

理事	石黒 和明	名古屋市港区寺前町27番地
理事	佐藤 勝	名古屋市港区福屋一丁目36番地の 1
理事	西尾 公子	名古屋市港区西福田五丁目2809番地
理事	佐藤 信次	名古屋市港区寺前町43番地

理事	水野	智見	愛知県海部郡蟹江町舟入一丁目 455番地
理事	鈴木	武	愛知県海部郡蟹江町舟入三丁目 627番地
理事	安井	正敏	名古屋市中川区富永三丁目 158番地
理事	安井	和正	名古屋市中川区富永二丁目 138番地
監事	石黒	昭法	名古屋市港区福屋一丁目 130番地
監事	平野	清光	名古屋市港区西福田五丁目1807番地
監事	市野	真司	名古屋市港区寺前町10番地

(2) 就任役員

理事	服部	政一	名古屋市港区福屋一丁目95番地
理事	市野	録生	名古屋市港区福屋二丁目78番地
理事	石黒	富雄	名古屋市港区福屋一丁目19番地の 1
理事	服部	幸夫	名古屋市港区寺前町31番地の 1
理事	水野	智見	愛知県海部郡蟹江町舟入一丁目 455番地
理事	石黒	昭法	名古屋市港区福屋一丁目 130番地
理事	安井	正敏	名古屋市中川区富永三丁目 158番地
理事	安井	和正	名古屋市中川区富永二丁目 138番地
監事	鈴木	武	愛知県海部郡蟹江町舟入三丁目 627番地
監事	平野	清光	名古屋市港区西福田五丁目1807番地
監事	服部	松一	名古屋市港区寺前町53番地

名古屋市緑政土木局都市農業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和 2年 4月30日懲戒処分に付した。

令和 2年 4月30日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
交通局運輸技師	停職 3月	地方公務員法第29条第 1項第 1号、 第 2号及び第 3号
交通局工場長	戒告	地方公務員法第29条第 1項第 1号及 び第 2号
交通局係長	戒告	地方公務員法第29条第 1項第 1号及 び第 2号